

至誠清新ニューズレター (2016年1月5日第3号)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針公表

2015年12月28日に企業会計基準委員会より企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表された。

2016年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとし、2016年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用が可能としている。

また、本適用指針により、同委員会から公表されている以下の会計基準等も併せて修正が行われている。

- ① 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」
- ② 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ③ 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
- ④ 実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」
- ⑤ 実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について

2015年12月25日に金融庁より「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集(平成27年12月改定版)が公表された。

(引用URL)

企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/document/s/docs/zeikouka2015/

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等について

<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20151225-7.html>